

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年7月18日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

監査対象機関名 公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会	監査実施年月日 平成31年1月28日
○監査の結果 公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会会計規程で備えることとされている会計帳簿について、総勘定元帳を作成しなかったこと、及び備品管理台帳に備品の登録が漏れていたことは適切でない。	
○措置状況 公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会は、注意を受けた事項について改善の措置を講じ、今後再発を防止するため、総勘定元帳や備品管理台帳等を記載したチェックリストを作成するとともに、組織内部のチェック機能を強化し、適正な事務事業の執行に努めていく。	